（特例特定遊興飲食店営業者の認定の基準）

第九十二条　第二十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準について準用する。

（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）

第九十三条　法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第四十四号のとおりとする。

（認定証の交付等）

第九十四条　法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第三項に規定する認定証の様式は、別記様式第四十五号のとおりとする。

2　第二十六条第二項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定について準用する。

3　第十一条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第四項の規定による通知について、第十二条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二条中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法）

第九十五条　法第三十一条の二十三において準用する法第十四条の営業所内の照度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

一　客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合　当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

二　前号に掲げる場合以外の場合

イ　椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

ロ　椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）

（特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の数値）

第九十六条　法第三十一条の二十三において準用する法第十四条の国家公安委員会規則で定める照度の数値は、十ルクスとする。

（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等）

第九十七条　第三十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第一項の規定により選任される管理者について準用する。

2　第三十八条（第三号を除く。）の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務について準用する。この場合において、第三十八条第二号中「第七条」とあるのは「第七十五条」と、同条第六号中「法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定めるときまでの時間」とあるのは「深夜」と、同条第七号中「法第二十二条第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十二条第一項第五号」と、同条第九号中「接待飲食等営業にあつては、法第三十六条の二第一項」とあるのは「法第三十六条の二第一項」と読み替えるものとする。

3　第三十九条（第四項を除く。）及び第四十条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定による管理者に対する講習について準用する。この場合において、第三十九条第二項中「法第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店営業者」と、「法第二十六条第一項の規定により当該風俗営業」とあるのは「法第三十一条の二十五第一項の規定により当該特定遊興飲食店営業」と、同条第三項の表定期講習の項中「法第二十四条第三項及び第三十八条」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項及び第九十七条第二項において準用する第三十八条（第三号を除く。）」と、第四十条第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第四十六号」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第九十八条　第二十七条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第三項の規定により特定遊興飲食店営業者が講ずる措置について、第二十八条及び第二十九条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿について準用する。

2　第三十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十八条の規定による表示について準用する。

第七十三条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第二項中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、第四章第五節中同条を第七十四条とする。

第七十二条第二項中「第六十六条第二項第二号に」を「第六十七条第二項第二号に」に、「第六十六条第二項第二号ニ」を「第六十七条第二項第二号ニ」に改め、同項第二号イ中「第六十六条第二項第一号ロ(1)から(3)まで」を「第六十七条第二項第一号ロ(1)から(3)まで」に改め、同号ロ中「第六十六条第二項第一号ロ(3)」を「第六十七条第二項第一号ロ(3)」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十一条第一項中「別記様式第四十号」を「別記様式第三十九号」に改め、同条第二項中「第四十四条の規定は、」を「第四十五条の規定は」に、「第四十五条の」を「第四十六条の」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第七十一条第二項において準用する第四十四条」を「第七十二条第二項において準用する第四十五条」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十条中「別記様式第三十九号」を「別記様式第三十八号」に改め、同条を第七十一条とする。

第六十九条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十六号」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十九号」に、「別記様式第二十八号」を「別記様式第二十七号」に改め、同条を第七十条とする。

第六十八条第一項中「別記様式第三十七号」を「別記様式第三十六号」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十七条第一項中「第四十六条の」を「第四十七条の」に、「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条第二項中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同条第三項中「第四十八条の規定は、」を「第四十九条の規定は」に、「はり付け」を「貼付け」に、「第四十九条の規定は、」を「第五十条の規定は」に、「第五十条の規定は、」を「第五十一条の規定は」に、「第四十八条中」を「第四十九条中」に、「第四十九条第二項第一号」を「第五十条第二項第一号」に改め、第四章第四節中同条を第六十八条とする。

第六十六条第一項及び第二項中「第七十二条」を「第七十三条」に改め、同項第一号ロ(2)(ii)中「第二十六条第一項」の下に「又は法第三十一条の二十五第一項」を加え、同条を第六十七条とする。

第六十五条第一項中「別記様式第三十七号」を「別記様式第三十六号」に改め、同条第二項中「第四十三条第二項の規定は、」を「第四十四条第二項の規定は」に、「第四十四条の規定は、」を「第四十五条の規定は」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第四十三条第二項中」を「第四十四条第二項中」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第六十五条第二項において準用する第四十四条」を「第六十六条第二項において準用する第四十五条」に改め、同条を第六十六条とする。